

NS1 サービス個別規程

■第1章 総則

第1条（規程の適用）

当社は、NS1 サービスに関する個別規程（以下「本規程」といいます）を定め、これにより日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「日本 IBM 社」といいます）が提供する NS1 プラットフォームサービスを含むサービス群（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

- 2 本規程における用語の定義は、本規程に特に定めるもののほか、次のとおりとします。
 - （1）「代理店様」とは、当社が認定する本サービスを販売代理して頂く当社の1次代理店をいいます。
 - （2）「2次代理店」とは、代理店様の代理店をいいます。
 - （3）「お客様」とは、本サービスをご利用いただく当社の直接の顧客をいいます。
 - （4）「エンド・ユーザー」とは、代理店様の顧客又は2次代理店の顧客をいいます。
- 3 本規程は、第1章総則、第2章本サービスに関する特約、第3章当社の権利及び免責事項、第4章お客様及び代理店様向け条項、第5章代理店様向け条項、及び第6章お客様向け条項の6つの章により構成されます。第1章～第4章は、お客様及び代理店様のいずれにも適用され、第5章は、代理店様にのみ適用され、第6章は、お客様にのみ適用されるものとします。
- 4 本規程が、「J ストリームサービス基本規約」（以下「基本規約」といいます）及び関連する他の個別規程、規定、規約類と異なる内容を定める場合、又は矛盾が生じた場合には、本規程が優先するものとします。
- 5 当社とお客様又は代理店様との間で、本規程と異なる事項を定める場合、当事者間別途協議の上、覚書その他お客様又は代理店様と当社との合意内容を証する書面において、双方の権限ある者による署名をもって合意されない限り、その効力を生じないものとします。
- 6 お客様、代理店様、2次代理店、エンド・ユーザーが本サービスをご利用になった場合、本規程及び基本規約、並びに当社が定める他の個別規程、規程、規約類に予め異議なくご同意いただいたものとみなします。

第2条（内容変更）

当社は、次に掲げる場合には、当社の判断にて、本規程内容の全部又は一部を変更することができるものとします。

- （1）お客様若しくは代理店様の一般の利益に適合する場合
 - （2）本規程の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の規定により本規程の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容、並びにその他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本規程の変更の効力は、当社所定のウェブサイト（www.stream.co.jp/agreement/）上に掲載された時点で生じるものとします。
- 3 本規程が変更された後に代理店様が本サービスを再販、又はお客様がそれを利用する場合、当社は、お客様・代理店様に変更内容に同意したものとみなします。

■第2章 本サービスに関する特約

第3条（請求・支払）

当社は、本サービスの利用料金について、本サービスの契約期間が開始した月に、契約期間の利用料金の合計額を一括して請求するものとし、お客様及び代理店様はかかる請求に従って利用料金を支払うものとします。

- 2 お客様又は代理店様の責に帰すべき事由により本サービスの提供が終了した場合、当社は、受領済の利用料金をお客様又は代理店様に返還する義務を負わないものとします。

第4条（確認事項）

お客様及び代理店様は、お客様又は代理店様の都合により本サービスの契約期間中に契約を解約できないことを確認します。

■第3章 当社の権利及び免責事項

第5条（機密保持違反による解除権）

当社は、お客様又は代理店様が、本規程第17条（機密保持義務）に違反した場合、当社は、法律上その他の権利行使に影響を与えることなく、且つ通知なくして、本サービスの提供を終了させ、関連契約を解除することができるものとします。

第6条（誤用・悪用による中止）

当社は、お客様若しくは代理店様による本サービスの誤用若しくは悪用により、当社又は日本 IBM 社のネットワーク、設備若しくは他の財産に対して重大な損害を与え得ると当社が判断した場合、通知なくして、直ちに本サービスを中止させることができるものとします。

第7条（義務不履行等による解除権）

当社は、お客様又は代理店様が本サービスに関する義務を履行せず、かつ、当社が通知を発した後10日間にわたり是正していないものと判断した場合、当社は本サービスの提供を終了させ、関連契約を解除できるものとします。

- 2 前項の規定に係わらず、当社は、お客様又は代理店様が、当社に対する本サービスの対価等を支払約定日までに支払うことができない場合には、直ちに本サービス提供を停止し、契約を解除できるものとします。
- 3 前二項の規定に係わらず、当社は、お客様又は代理店様が次に掲げる各号の何れかの事由に該当する場合、通知なく直ちに本サービス提供を停止し、本サービスに関連する全ての契約を解除できるものとします。
 - （1）監督官庁から営業取消又は停止等の処分を受けた場合
 - （2）支払停止又は支払不能となった場合
 - （3）手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - （4）差押え、仮差押え若しくは競売の申立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - （5）破産、民事再生、若しくはこれらに類する再建手続の開始申立てがあったとき、又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - （6）解散、減資、事業の全部又は一部の譲渡等の決議を行った場合

第8条（解除金の不発生）

当社は、当社が本規程第5条（機密保持違反による解除権）、第6条（誤用・悪用による解除権）、第7条（義務不履行による解除権）に基づき解除したことの結果としてお客様又は代理店様に生じた費用その他損害の一切について、損害賠償・補償解除金その他名目を問わず、お客様又は代理店様に対し一切の金銭の支払義務を負わないものとします。

第9条（本サービスの終了）

当社は、本サービス提供期間中に本サービスを終了する場合（本規程第5条ないし第7条の場合を除く）、お客様又は代理店様に対し、既存の提供期間（更新期間を含まない）の終了まで本サービスの提供を維持するか、未提供分につき相応の料金を返金するか、いずれの解決案を決めることができるものとします。当社は、いかなる場合においても、本サービスの提供終了の旨を、終了日から3ヶ月前までに通知するよう努めるものとします。

- 2 本サービスは、日本 IBM 社によって運営・提供されております。日本 IBM 社は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害する場合及び合併、株式の譲渡又は資産の譲渡により支配権の移転があった場合に本サービスの提供を終了する権利を留保しております。これらの事由又はこれに類する事由により日本 IBM 社が本サービスの提供を終了したとい

えども、当社はお客様又は代理店様に対し何ら責任を負わないものとします。

第10条（損害の賠償）

お客様又は代理店様が、本規程及び本サービスの利用に関する定めに違反したことに起因して当社に損害（合理的な弁護士費用等の費用を含むものとします。以下同様とします。）を与えた場合、かかるお客様又は代理店様は、かかる損害を当社に賠償するものとします。かかる損害には、かかる違反に起因し又は関連して、本サービスの供給元、その関係会社、役員、従業員及び代理人に対して当社が支払い又は負担した補償又は損害賠償の額を含むものとします。また、代理店様は、上記に加え、①エンド・ユーザーから当社に対し本サービスに関しクレームがなされ、これに起因し又は関連して当社に損害が発生した場合、及び②代理店様の故意又は過失に起因して第三者から当社に対しクレームがなされ、これに起因し又は関連して当社に損害が発生した場合、これらの損害を当社に賠償するものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用に関し、契約、不法行為、不作為その他の形態を問わず、使用停止、事業中断、データの不確実性、利益喪失につき、当社又はお客様若しくは代理店様がその損害の発生可能性を知得していたか否かにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由によりお客様又は代理店様に本サービスの利用にあたり損害が生じ、当社に損害賠償責任が生じた場合の賠償総額は、直接且つ通常の範囲で、且つお客様又は代理店様による賠償請求日に先立つ3ヶ月間に当社が入金を受けた本サービスの利用額の総額を超えないものとします。

第11条（責任制限）

当社又はお客様若しくは代理店様は、本サービスに関連する自らの義務の履行又は不履行に関して、事由の如何を問わず、また、予見可能性があったか否かにかかわらず、相手方又は第三者に生じた特別損害、結果損害、間接損害、付随的損害、偶発的損害又は懲罰的損害については、一切の責任を負わないものとします。ただし、お客様又は代理店様による機密保持義務違反の場合、又は本サービスの誤用若しくは悪用の場合は、かかる責任制限は適用されないものとします。

第12条（不可抗力）

当社による本サービスに関する義務の履行遅滞、不履行若しくは不作為、損害、紛失若しくは破壊、又はいかなる機材不良等のいかなる結果が、火災、洪水、水害、自然力、労働紛争若しくは労働力不足、公益事業（ガス・水等）の削減、電力不足、停電、爆発、民間の騒動、設備・帯域幅・供給の不足、公共交通機関その他基本的な公共サービスの利用不可、天災地変、政府又は公共事業の行為その他の影響を受けた当社の合理的な制御を超える事由（以下、「不可抗力」といいます。）により、当社の過失によらず発生した場合、本規程及び関連契約等の違反を構成するものとみなされず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（本サービスに関する保証・担保責任の免責）

本サービスは、現状有姿にて提供されるものとし、当社は、本サービスに関して、次に定める事項その他一切の事項を保証せず、本規定に別途の明示的な定めのある場合を除き、何ら責任を負わないものとします。

- （1）本サービスにかかる商品性、特定の目的への適合性、一定の品質の具備
- （2）本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、日本 IBM 社又は当社に本サービスを提供する権利があること
- （3）本サービスにエラーがないこと、あるいは中断されないこと
- （4）お客様又は代理店様による本サービスの利用により何らかの結果が得られること
- （5）本サービスから入手した情報又はデータの正確性又は品質
- （6）第三者が提供するシステム・プログラム等を本サービスと組み合わせた結果の動作
- （7）本サービスの販促・販売活動に投入した資金の取り戻し
- （8）本サービスが日本 IBM 社より受領した各サービスのサービスレベルアグリーメントの水準を常に満たすこと

- 2 お客様及び代理店様は、本サービスから入手したいかなる情報又はデータについて、自己責任にて利用するものと

ます。

■第4章 お客様及び代理店様向け条項

第14条（法令等遵守）

お客様及び代理店様は、本サービスの再販・利用等に関連してお客様又は代理店様に適用される一切の法令（すべての法域の法令を含むものとします。）を遵守するものとします。

第15条（通知協力義務）

お客様及び代理店様は以下の事項を遵守するものとします。

- （1）法律・行政・規制上又は法執行機関・当局・第三者等により、いかなる要請、審理、調査その他本契約に関連する事項（いかなるデータの開示、追跡又は記録も含む）が発生した場合、当社に直ちに通知すること。
- （2）法律、行政及び政府当局等への対応のため、当社から要請がある場合、直ちに協力し関連情報を提供すること。
- （3）お客様及び代理店様の本規定の遵守に関するコンプライアンスについて確認するため、当社から要請がある場合、直ちに協力し、関連情報を提供すること。

第16条（報告義務）

お客様及び代理店様は、第14条（法令等遵守）、第15条（通知協力義務）、第18条（機密保護安全措施）に違反した場合、直ちに当社に報告するものとします。

第17条（機密保持義務）

お客様及び代理店様（以下、本条において「受領者」といいます）が、当社及び日本 IBM 社（以下本条において「開示者」といいます）から入手したすべてのドキュメント、データ、情報と他の資料（本サービス、各当事者の顧客、リテール価格、代理店様価格、マーケティングデータ、ビジネスプラン、技術情報、及び本契約期間中においていずれの当事者が策定したビジネスに関するすべての情報を含む。以下、「機密情報」といいます）は、開示者から提供された機密情報とみなされ、本サービス期間中及び終了後でも開示者の排他的な財産とされなければならないものとします。

- 2 受領者は、すべての機密情報を開示者の営業秘密として取り扱い、厳格に守秘するものとします。
- 3 受領者は、開示者の書面による事前同意を得ない限り、本サービスの期間内に、又は本サービスの満了日以後、直接的あるいは間接的に、自らの利益のため当該の機密情報を利用してならず、又はいかなる他者（法人個人を問わず）に対し、直接的又は間接的に、いかなる媒体を利用して開示し、若しくは一方のいかなる従業員、エージェント、代表者経由で開示させてはならないものとします。
- 4 受領者は、前記に関わらず、本サービス及び関連技術、ストラクチャー、編成並びにソースコード（以下、「開示者技術」といいます）が、開示者及びその供給元の貴重な企業秘密を構成することを認め、また、受領者は次のことをしてはならないものとします。
 - （1）開示者技術から派生的なものへの編集、改造、変更、翻訳又は作成
 - （2）開示者のソースコード、知的財産及び保護された技術を他の技術と統合すること
 - （3）いかなる第三者に対して、開示者技術の配布、サブライセンス、リース、賃借、ローン又はその他の譲渡手法（本規程で明示的に認めた再販の場合を除く）
 - （4）開示者技術を獲得するため、リバース・エンジニア、デコンパイル、分解、又はその他のソースコードを引き出す手法
- 5 本守秘義務は、本サービスの提供が終了した場合でも、存続するものとします。

第18条（機密保護安全措施）

お客様及び代理店様は、以下の事項につき、法律及び業界基準を満たすため、自らの費用をもって十分な機密保護措

置及び安全措置を整備するものとします。

- (1) 本サービスに関連するデータの処理、伝送及び使用
 - (2) 本サービスに関連するネットワーク及びシステムへの無権限のアクセス、コピー又は利用を防止すること
 - (3) 第三者による本サービスに関連するネットワーク及びシステムへのアクセスを防止すること
- 2 お客様及び代理店様は、本サービスに関連するデータ、ネットワーク及びシステムへの無権限アクセス、使用又は誤用について、既に発生した場合、又は今後生じ得ることを意識した場合、直ちに当社に連絡するものとします。

■第5章 代理店様向け条項

第19条（支払義務）

代理店様は、エンド・ユーザーからの支払いの有無を問わず、当社に料金を支払うものとします。

第20条（2次代理店の任命）

代理店様は、2次代理店を任命する場合、代理店様が遵守すべき本規程、当社の代理店様向けのASP サービス個別規程及び関連する契約その他一切の合意の条件と同等以上の条件を、2次代理店をもって遵守させるものとします。

第21条（エンド再販契約）

代理店様は、エンド・ユーザーと再販契約（以下、「エンド再販契約」といいます）を事前に締結しない限り、本サービスを再販してはならないものとします。

- 2 代理店様は、エンド再販契約の自社雛形を利用することができるものとします。ただし、エンド再販契約において、当社に義務を負わせることとなる内容を定めてはならず、本サービスに関する保証責任、間接損害及び結果損害等を一切容認してはならないものとします。
- 3 代理店様は、エンド・ユーザーによる本サービスのご利用に関して、本規程、当社のエンド・ユーザー向けのASP サービス個別規程及び関連する契約その他一切の合意と同等以上の条件を、エンド・ユーザーに遵守させるものとします。

第22条（販促資料）

代理店様は、当社から明示的な承認を得ない限り、当社の販促資料（書面のもの）に記載された内容以外の事項について、いかなる陳述、声明を行うことはできません。また、当社の販促資料以外の資料を作成する場合には、当社の販促資料の内容に合致させなければならないものとし、かつ、当社に事前に送付した上で承認を受けるものとします。

- 2 代理店様が作成し又は利用する販促資料について、当社又は日本 IBM 社より指示がなされた場合、代理店様は、遅滞なく指示に従い修正するものとします。
- 3 本サービスに関し、代理店様が販促資料を作成した場合、当社と別途書面による合意がない限り、その販促資料の著作権は作成と同時にすべて当社に無償で譲渡し、かつ、その販促資料に関する著作者人格権の行使をしないものとします。
- 4 代理店様は、当社、日本 IBM 社又は本サービスに関する商標、商号、名称、ロゴ、又は標章その他の表示（以下「商標等」といいます）を利用するにあたり、当社及び日本 IBM 社の商標等利用ガイドライン（それらに類似するものを含む）を遵守するものとします。
- 5 代理店様は、商標等又は商標等と混同のおそれのある類似する標章その他の表示を登録してはならないものとします。
- 6 いずれの当事者も、他方当事者の書面による同意を得ない限り、他方の社名、ロゴ、商標、トレードマーク又は印刷物を、いかなる広告資料、宣伝、ドキュメント、プレスリリースの中に又は放送の際に利用してはならないものとします。

第23条（保証義務の拡張への禁止）

代理店様は、当社から事前の書面による同意を得ない限り、本規程第13条（本サービスに関する保証・担保責任の

免責) 各号に列挙された事項を含む一切の事項について、当社又は日本 IBM 社の名義で関係者に保証し、両社の保証義務を拡張させてはならないものとします。

■第6章 お客様向け条項

第24条 (本サービスに関する各条件への同意)

お客様は、本サービスの利用に関して次の条件に同意するものとします。

- (1) 日本 IBM 社が作成する本サービスに関する利用規約を遵守すること
 - (2) 日本 IBM 社及び当社が、お客様の同意を得た上で、お客様による本サービスの利用に関してプレスリリース及びケーススタディを作成し、公表すること
 - (3) 本サービスのメンテナンスや障害情報の緊急告知については、日本 IBM 社のステータスページにて通知されること
 - (4) お客様が本サービスを利用して発生したデータ (※) は、日本 IBM 社に提供され、日本 IBM 社が本サービスの改善のために当該データを利活用すること
- ※データとは、Pulsar を利用したルーティングの結果や、個別に計測した CDN のレイテンシー等のデータ等を指すものとしますが、いずれのデータも個人情報に該当しないものとします。

改訂履歴

作成・改訂	改訂箇所
2022 年 4 月 1 日	初版
2024 年 3 月 13 日	NS1 プラットフォームサービス提供元を NSONE 社から日本 IBM 社に変更するとともに、軽微な文言の修正